

Q.どのようなプロジェクトが対象になりますか？

A.産業振興や社会課題の解決に資する技術開発や実証プロジェクトで、市内企業への波及効果があるものが対象です。

Q.事前協議は必須ですか？

A.必ず事前協議が必要です。プロジェクトの実現可能性や市内企業の参画可否などを検討し、概ね1か月以内に口頭又は電子メールにより連絡します。

Q.資金支援を受けるための条件はなにがありますか？

A.協定締結プロジェクトであり、市内企業が主体的に参画し、商用化やDX・GXに大きな効果をもたらすことが求められます。詳しくは、知的対流推進事業補助金交付要綱をご確認ください。

Q.協定締結プロジェクトの条件の特定の協定等とは、協定以外に何が該当ですか？

A.覚書などの当事者間での取り決めが記載されている書類も該当します。

Q.プロジェクトの途中で内容を変更できますか？

A.大幅な変更がある場合は、市へ変更届を提出し、認定を受ける必要があります。

Q.守秘義務はどうなっていますか？

A.市はプロジェクトで知り得た機密情報を事業以外の目的で利用しません。
なお、非公表希望事項調書に指定された最小限の情報のみに非公表にすることができます。

その他、ご不明点はお気軽にお問い合わせください

参考資料

知的対流推進事業実施要綱



知的対流推進事業補助金交付要綱



産学公連携プロジェクト

知的対流推進事業 プロジェクト認定の手引き



お問い合わせ先

担当 平塚市役所 産業振興課 産業活性化担当

住所 神奈川県平塚市浅間町9番1号 504窓口

電話 0463-21-9758（直通）

WEB 知的対流推進事業

MAIL sangyo-s@city.hiratsuka.kanagawa.jp



概要

平塚市では、多様な主体が連携し社会課題の解決や産業振興を目的に取り組む最先端の技術開発や実証プロジェクトを支援しています。

プロジェクトの成果を市内に繋げ、持続可能なまちとして時代の変化に対応できる土壌づくりを目指します。

詳しい内容は、要綱をご確認ください。（p.3-参考資料 参照）

支援内容

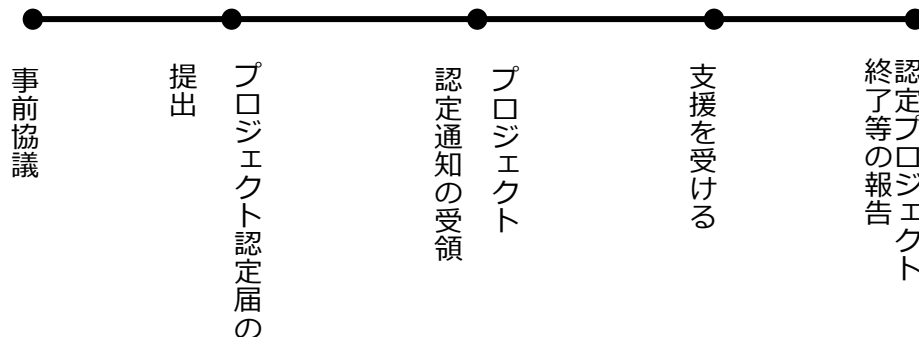
民間事業者等を対象に、**実施支援**、**資金支援**、**PR支援**の**3通りの支援**をしています。支援を希望する場合は、事前協議が必須のほか、それぞれの支援ごとに適用要件があります。（p.2-各支援適用要件 参照）

支援対象

株式会社、有限会社及びNPO法人などに加えて、大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、国立試験研究機関及び独立行政法人の試験研究機関など

※個人の方は対象外です

支援決定後の流れ（プロジェクト認定の場合）



★プロジェクトは随時募集しています（**プロジェクトの認定**には**審査**があります）

★資金支援を受ける場合には**別途補助金申請**が必要です

各支援の適用要件（詳細は必ず要綱をご確認ください）

実施支援

認定プロジェクトの実施に向けて、庁内他部署（施設利用含む）や市内の事業者等との調整を行う支援

(4)に該当するもの
(1)〜(3)のすべて又は

- (1) 社会課題の解決や産業振興に資することが具体的に示されており、成果が市内に還元されるもの
- (2) 実施に向けて、市内の他の民間事業者等が参入可能であるもの
- (3) 独自性・新規性・経済性に優れたもの（類似する商品等が既にあり、競争入札等の調達での競争力が見込めないものは対象外）
- (4) 実施により市内企業に及ぼす効果が高いと市長が特に認めたもの

資金支援

実施支援に加えて、企業版ふるさと納税等の外部資金を活用して行う財政的支援

該当するもの
(1)〜(3)のすべてに

- (1) 協定締結プロジェクトであること
- (2) 市内企業等が主体的に認定プロジェクトに参画していること
- (3) 次のア〜ウのいずれかに該当し、実施により市内企業に及ぼす効果が極めて高いと市長が特に認めるもの
 - ア 商用化により社会課題の解決や産業振興に大きな効果をもたらすことが予見されるもの
 - イ D X又はG Xに著しく資することが予見されるもの
 - ウ フェスタロード（駅前大通り線）を実証の場とし、新技術等を活用した先進的な取組として発信できるもの

PR支援

市ウェブページやSNS等、様々なツールを活用して広くPRを行う支援

該当するもの
いずれかに
(1) (2)

- (1) 実施支援を受けているもの
- (2) 庁内他部署プロジェクトであること